

挑戦、その先へ。

T&D 保険グループ

2026年5月15日

各 位

株式会社 T & D ホールディングス
(コード番号：8795 東証プライム)
太陽生命保険株式会社
大同生命保険株式会社
T & D フィナンシャル生命保険株式会社

役員報酬制度の改定ならびに 役員向け株式報酬制度の一部改定に関するお知らせ

T & D 保険グループの株式会社 T & D ホールディングス（社長 森山 昌彦）は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の改定に関する議案を、2026年6月25日開催予定の第22回定時株主総会に付議することを決議いたしました。また、当社子会社3社（太陽生命保険株式会社、大同生命保険株式会社および T & D フィナンシャル生命保険株式会社。総称して、以下「対象子会社」といい、当社と対象子会社を併せて、以下「対象会社」という。）においても、対象子会社の取締役会において、役員報酬制度の改定に関する議案を 2026年6月開催予定の定時株主総会（以下、対象会社の株主総会を併せて、以下「本株主総会」という。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I 役員報酬制度の改定について

2026年度を始期とするグループ長期ビジョンの策定を契機に、中長期的な企業価値の向上と持続的な成長に向け、経営陣のリーダーシップの発揮と果たすべき役割・責務の遂行を促すための適切なインセンティブとして機能させるため、今般、役員報酬制度を改定することといたしました。

役員報酬制度の改定につきましては、報酬決定プロセスにおける透明性・客観性を担保するため、社外取締役を委員長とし社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会にて複数回にわたる審議を経て、取締役会にて決議しております。

1. 改定の目的

役員報酬制度の改定の目的は以下のとおりです。

①適切な報酬水準の設定

経営の健全性、中長期的な企業価値向上および持続的な成長への貢献に資する報酬水準を設定いたします。

②健全なインセンティブとしての機能強化

各役員の役割や責任の大きさ、業績への貢献度合い等を公正・厳格に処遇する報酬設計へと改定いたします。

③グループ長期ビジョンの達成との連動

グループ長期ビジョンの経営指標と密接に連動する報酬制度とすることで、グループKPIの達成を後押しし、グループ一体経営およびグループガバナンスのさらなる強化を促す報酬設計へと改定いたします。

④ステークホルダーとの価値共有

中長期的な視点をもって、株主をはじめとするステークホルダーとの価値共有を実現するため、業績連動型の株式報酬制度を導入いたします。

⑤報酬ガバナンスの強化

指名・報酬委員会における報酬設計・評価等の適切な審議を通じた独立性・客観性・透明性が担保された報酬ガバナンスを実現いたします。

2. 改定内容の概要

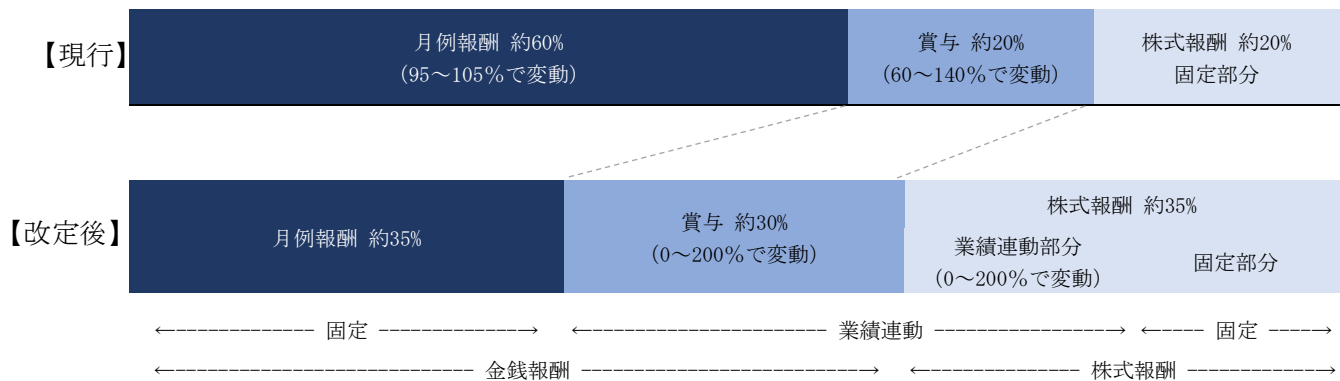
当社および対象子会社の役員報酬制度の基本的な考え方、報酬構成（月例報酬・賞与・株式報酬）、評価反映方法（変動幅等）を統一し、グループ一体経営およびグループガバナンスに資する役員報酬制度とするため、以下のとおり改定する。

報酬の種類	改定前	改定後
報酬構成	・月例報酬・賞与・株式報酬の割合を、約60：20：20に設定（社長の場合）	・高役位ほど業績連動比率を高めるとともに、中長期的な企業価値向上の意識を高めるため、賞与よりも株式報酬の比率を高め設定 ・月例報酬・賞与・株式報酬の割合を、約35：30：35に設定（社長の場合）
月例報酬	・役員ごとの総合評価に基づき変動 ・変動幅は、標準評価を基準としてプラス約5%～マイナス約5%	・役割・責務に応じた固定報酬
賞与	・役員ごとの総合評価に基づき変動 ・変動幅は、標準評価を基準としてプラス約40%～マイナス約40%	・会社業績評価および担当部門評価に基づき支給（会社業績評価と担当部門評価の評価配分は役位ごとに設定。社長は会社業績評価100%） ・会社業績評価部分は、短期インセンティブとして、単年度評価項目を重視した評価配分を設定 ・変動幅は0～200%

<p>株式報酬</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・役位に応じて一定のポイントを付与 ・各役員の退任時に当社株式を交付 	<ul style="list-style-type: none"> ・固定部分（役位に応じた固定のポイント）：業績連動部分（標準評価の場合のポイント）は1：1に配分 ・業績連動部分は中長期評価項目・市場評価項目を重視した評価配分を設定（変動幅は0～200%） ・各役員の在任中に譲渡制限付株式を交付
-------------	---	---

(注) 株式報酬における制度改定の詳細は「Ⅱ 役員向け株式報酬制度の一部改定について」に記載。

(社長報酬の構成割合イメージ) ※業績連動報酬が100%（標準評価）支給された場合



(業績連動報酬の評価に係る経営指標と評価配分)

経営指標		評価基準等	評価配分	
			賞与 (会社業績評価部分)	株式報酬 (業績連動部分)
単年度評価項目	グループ修正利益	2030年度目標の達成に向けて、 単年度目標の達成率を評価	50	10
	新契約価値			
中長期評価項目	修正 ROE	2030年度目標の達成に向けて、 進捗状況を評価	25	30
	保有契約(※1)		—	10
市場評価項目	株主総利回り(※2)	実績およびベンチマークとする 上場生命保険会社との乖離 率等を踏まえて点数を算出	12	37
サステナビリティ評価項目	お客さま満足度	各指標に定めた目標達成状況 および進捗状況等に基づき評 価	13	13
	GHG 排出量の削減			
	従業員 エンゲージメントスコア			
	多様な経験・属性を持 つ人材の確保・育成状 況			
	主要 ESG 評価機関の 評価			
合計			100	100

(※1) グループ生命保険会社各社の保有契約業績を基準として評価

(※2) 株主総利回り：Total Shareholder Return (TSR)

II 役員向け株式報酬制度の一部改定について

当社は、このたびの役員報酬制度の改定に伴い、2018年度より導入している当社の監査等委員でない取締役（社外取締役を含む非常勤取締役および国内非居住者を除く。）、執行役員およびグループ執行役員（国内非居住者を除く。）に対する株式報酬制度（以下「本制度」という。）を改定することといたしました（対象子会社においても当社と同様に改定）。

1. 改定の目的

株式報酬制度については、中長期的な企業価値向上と持続的な成長に資する適切なインセンティブ強化等を目的として、グループ長期ビジョンに掲げる主要経営指標の目標達成度等に応じてポイントが変動する業績連動設計を導入いたします。また、在任中に譲渡制限付株式を交付する方式に変更することにより、これまで以上に株主をはじめとするステークホルダーとの価値共有を実現する制度に改定いたします。

2. 本制度の改定内容

本制度は、当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下、「当社株式等」という。）を本制度の対象者に交付および給付（以下、「交付等」という。）するものであり、既に設定している本信託の信託期間を延長するとともに、本株主総会において承認を得ることを条件として、本制度を改定いたします。

項目	改定前	改定後
本制度の対象者	・当社の監査等委員でない取締役（社外取締役を含む非常勤取締役および国内非居住者を除く。）、執行役員およびグループ執行役員（国内非居住者を除く。監査等委員でない取締役と併せて、以下「取締役等」という。）ならびに対象子会社取締役等（当社の取締役等と併せて、以下「対象取締役等」という。）	・同左
対象期間	・連続する3事業年度	・連続する5事業年度
対象会社が拠出する金員の上限	・3事業年度を対象として、合計1,840百万円（うち当社分500百万円）	・5事業年度を対象として、合計6,900百万円（うち当社分2,400百万円）
対象取締役等に付与されるポイントの上限	・対象取締役等に付与される1事業年度あたりのポイントの総数の上限は、790,000ポイント（うち当社の取締役等に付与される1事業年度あたりのポイントの総数の上限は、215,000ポイント）	・同左

業績達成条件の内容	—	<ul style="list-style-type: none"> ・固定部分（役位に応じた固定のポイント）：業績連動部分（標準評価の場合のポイント）は1：1に配分 ・業績連動部分はグループ長期ビジョンに掲げる主要経営指標（グループ修正利益、修正ROE、株主総利回り、サステナビリティ評価項目等）の目標達成度等に応じて、0～200%の範囲内で変動
対象取締役等に対する当社株式等の交付等の方法および時期	<ul style="list-style-type: none"> ・対象取締役等の退任時に、当該時点におけるポイントの累積値の70%に相当する数の当社株式（単元未満株式については切り捨て）の交付を本信託から受け、残りの当社株式については本信託内で換価処分した換価処分金相当額の金銭の給付を本信託から受ける 	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年7月にポイント付与、同年9月に当該ポイントの70%に相当する数の当社株式（小数点以下は切り捨て）の交付を本信託から受け、当該ポイントの30%（小数点以下は切り捨て）は毎年累積加算され、対象取締役等の退任日（※）以後一定の時期に、当該累積ポイントに相当する数の当社株式を本信託内で換価処分した換価処分金相当額の金銭の給付を本信託から受ける ・ただし、本制度に基づいて交付した当社株式については、対象取締役等の退任日（※）以後一定の時期まで譲渡制限が付されるものとする

※退任後に継続して対象会社の制度対象者となる場合、上記の「対象取締役等の退任日」を「対象取締役等のいずれの地位をも退任した日」といたします（以下同じ。）。

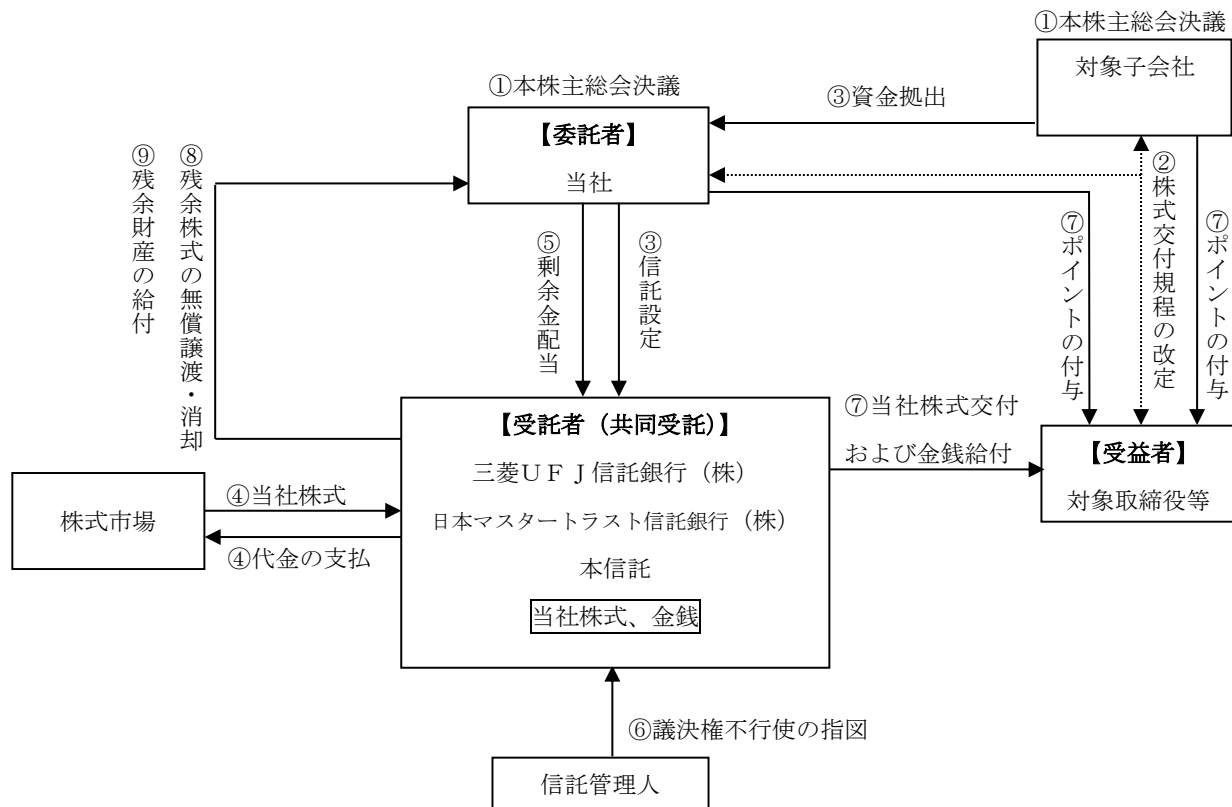
改定前の本制度からの移行措置として、改定前の本制度に基づき既に付与されたポイント（すなわち対象取締役等の退任後に当該ポイントに相当する当社株式等の交付等を予定していたポイント）については、本株主総会において承認を得ることを条件として、当該ポイントの70%に相当する当社株式は、本株主総会の終了後の一定の時期に交付した上で退任日以後一定の時期まで譲渡制限が付されるものとし、当該ポイントの30%に相当する当社株式は、対象取締役等の退任日以後一定の時期に、本信託内で換価処分した換価処分金相当額の金銭の給付を本信託から受けるものとして取り扱うこととします。

(改定後の本制度における株式交付のイメージ)

	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度
2026年度分		● ← 株式交付 (付与ポイントの70%相当。以下、同)				
					← 退任時まで譲渡制限 (以下、同)	
2027年度分			● ← 株式交付			
2028年度分				● ← 株式交付		
2029年度分					● ← 株式交付	
2030年度分						● ← 株式交付

- (注) 1. 網掛け部分は業績連動ポイントにおける評価対象年度
 2. 付与ポイントの30%相当は毎年累積加算され、対象取締役等の退任日以後一定の時期に、当該累積ポイントに相当する数の当社株式を信託内で換価処分した換価処分金相当額の金銭を給付

3. 本制度の概要（改定後）



- ① 対象会社は、対象会社ごとに、本株主総会において、本制度の一部改定に関する承認決議を得ます。
- ② 対象会社は、対象会社ごとに、取締役会において、本制度の内容に係る株式交付規程を改定します。
- ③ 対象子会社は、それぞれ①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で、対象子会社取締役等に対する報酬の原資となる金銭を当社に拠出し、当社は対象子会社から拠出を受けた金銭に、①の当社の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で、当社の取締役等に対する報酬の原資となる金銭をあわせて追加信託し、受益者要件を充足する対象取締役等を受益者とする本信託を設定します。
- ④ 本信託は、信託管理人の指図に従い、③で追加信託された金銭と既存の本信託に残存する金銭を原資として、当社株式を株式市場から取得します。この場合、希薄化は生じません。本信託が取得する株式数は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内とします。なお、本信託内の当社株式は、各対象会社が拠出した金額に応じて、対象会社ごとに勘定を分けて管理されます。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に剰余金配当が行われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 信託期間中の毎年7月に、対象取締役等にポイントが付与されます。ポイントは、役位に応じた基準となるポイントを固定部分と業績連動部分（標準評価）を1：1に配分し、業績連動部分はグループ長期ビジョンに掲げる主要経営指標（グループ修正利益、修正ROE、株主総利回り、サステナビリティ評価項目等）の目標達成度等に応じて、0～200%の範囲内で変動します。ポイント付与後、同年9月に当該ポイントの70%に相当する数の当社株式（小数点以下は切り捨て）の交付を本信託から受け、当該ポイントの30%（小数点以下は切り捨て）は毎年累積加算され、対象取締役等の退任日以後一

定の時期に、当該累積ポイントに相当する数の当社株式を本信託内で換価処分した換価処分金相当額の金銭の給付を本信託から受けます。ただし、本制度に基づいて交付した当社株式については、対象取締役等の退任日以後一定の時期まで譲渡制限が付されるものとします。

- ⑧ 信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更および追加信託を行うことにより本制度またはこれと同種の新たな株式報酬制度として本信託を継続利用するか、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議によりその消却を行う予定です。
- ⑨ 本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で帰属権利者たる当社に帰属する予定です。

(注) 受益者要件を充足する対象取締役等への当社株式等の交付等により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了します。なお、各対象会社は、(対象子会社は当社を通じて) 各対象会社の本株主総会決議でそれぞれ承認を受けた範囲内で、本信託に対し、当社株式の取得資金として追加で金銭を信託する可能性があります。

(1) 本制度の概要

本制度は、2027年3月31日で終了する事業年度から2031年3月31日で終了する事業年度までの5事業年度(以下「対象期間」という。)(※)を対象として、役員およびグループ長期ビジョンに掲げる主要経営指標の目標達成度等に応じて、役員報酬として当社株式等の交付等を行う制度となります。

(※) 信託期間の満了時において信託契約の変更および追加信託を行うことにより、信託期間の延長が行われた場合(下記(3)第2段落に定める。)には、以降の各5事業年度をそれぞれ対象期間とします。

(2) 本制度の対象者(受益者要件)

対象取締役等は以下の受益者要件を満たしていることを条件に、所定の受益者確定手続を経て、受益者確定手続きままでに付与されたポイントの70%に相当する数の当社株式(小数点以下は切り捨て)の交付を本信託から受け、当該ポイントの30%(小数点以下は切り捨て)は毎年累積加算され、対象取締役等の退任日以後一定の時期に、当該累積ポイントに相当する数の当社株式を本信託内で換価処分した換価処分金相当額の金銭の給付を本信託から受けます。受益者要件は以下のとおりとなります。

- ① 対象期間中に対象取締役等であること(対象期間中、新たに対象取締役等になった者を含む。)
- ② 在任中に一定の非違行為があった者でないこと
- ③ ポイントが決定されていること
- ④ その他株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件

(3) 信託期間

2026年8月(予定)から2031年8月(予定)までの約5年間とします。

なお、信託期間の満了時において、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本信託の信託期間を当初の信託期間(5年間)と同一期間だけ延長することがあります。対象子会社は、延長された信託期間ごとに、対象子会社の本株主総会で承認決議を得た信託金上限の範囲内で、対象子会社取締役等に対する報酬の原資となる金銭の追加拠出を行

い、当社は、対象子会社から拠出を受けた金銭に、当社の本株主総会で承認決議を受けた範囲内で、当社の取締役等に対する報酬の原資となる金銭をあわせて信託し、引き続き延長された信託期間中、対象取締役等に対するポイントの付与を継続します。

ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（対象取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了のものを除く。）および金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出する信託金の合計額は、各対象会社に対応する勘定ごとに、対応する各対象会社の本株主総会で承認を得た信託金の上限額の範囲内とします。

また、信託期間の満了時に信託契約の変更および追加信託を行わない場合には、それ以降、対象取締役等に対するポイントの付与は行われません。ただし、当該時点で受益者要件を満たす可能性のある対象取締役等が在任している場合には、当該対象取締役等が退任し、当社株式等の交付等が完了するまで、最長で10年間、本信託の信託期間を延長させることがあります。

（４） 対象取締役等に交付等が行われる当社株式等の数

対象会社ごとに、信託期間中の毎年7月に、原則、前年7月1日から同年6月末日（以下「支給対象期間」という。）の間に対象取締役等として在任した者を対象として、ポイントが付与します。ポイントは、支給対象期間における役位に応じた基準となるポイントを固定部分と業績連動部分（標準評価）を1：1に配分し、業績連動部分はグループ長期ビジョンに掲げる主要経営指標（グループ修正利益、修正ROE、株主総利回り、サステナビリティ評価項目等）の目標達成度等に応じて0～200%の範囲内で変動します。

なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、信託期間中に当社株式の株式分割・株式併合等のポイントの調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じて、1ポイントあたりの当社株式数の調整がなされます。

（５） 本信託に拠出する信託金の上限および1事業年度あたりに付与されるポイントの上限

信託期間内に当社が本信託に拠出する信託金の上限金額は、2,400百万円（※）といたします。

また、信託期間内に対象子会社が本信託に拠出する信託金の上限金額の合計は、4,500百万円（当社分と合わせて、合計6,900百万円）（※）とします。

（※）信託金の上限金額は、対象取締役等の報酬水準を考慮し、株式取得資金に信託報酬および信託費用を加算して算出しています。

本株主総会では、当社の取締役等に付与される1事業年度あたりのポイントの総数の上限は215,000ポイントとして、各対象子会社の対象取締役に付与される1事業年度あたりのポイントの総数の上限の合計は575,000ポイントとして、承認決議を行うことを予定しています。また、対象期間において、本信託が取得する株式数（以下「取得株式数」という。）は、かかる1事業年度あたりのポイントの上限の合計となる790,000ポイントに信託期間の年数5を乗じた数に相当する株式数（3,950,000株）を上限とします。

（６） 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、上記（５）の信託金の上限金額および取得株式数の上限の範囲内で、株式市場からの取得を予定しており、株式の希薄化は生じません。

なお、信託期間中、本信託内の株式数が対象取締役等について定められるポイントに対応した株式数に不足する可能性が生じた場合や、信託財産中の金銭が信託報酬・信託費用

の支払いに不足する可能性が生じた場合には、上記（５）の各対象会社の信託金の上限金額および取得株式数の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を拠出し、当社株式を追加取得することがあります。

(7) 対象取締役等に対する当社株式等の交付等の方法および時期

上記（２）の受益者要件を満たした対象取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、毎年7月にポイント付与後、同年9月に当該ポイントの70%に相当する数の当社株式（小数点以下は切り捨て）の交付を本信託から受け、当該ポイントの30%（小数点以下は切り捨て）は毎年累積加算され、対象取締役等の退任日以後一定の時期に、当該累積ポイントに相当する数の当社株式を本信託内で換価処分した換価処分金相当額の金銭の給付を本信託から受けるものとします。

ただし、本制度に基づく当社株式の交付にあたっては、以下の内容を含む譲渡制限が付されるものとします。

- (a) 対象取締役等は、当社株式の交付を受けた日から退任日以後一定の時期まで、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- (b) 対象取締役等の退任日以後一定の時期に譲渡制限が解除されること
- (c) 譲渡制限期間中に当社の定める非違行為等（著しい任務懈怠・法令違反行為・機密情報等の漏えい等）に該当した場合、当該対象取締役等に交付された当社株式について、譲渡制限を解除せず、当社が無償で取得すること

なお、譲渡制限の対象とする当社株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役等が証券会社に開設した専用口座で管理される予定です。

(8) 本信託内の当社株式の議決権行使

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

(9) マルス・クローバック等

本制度において、当社の取締役等が当社の定める非違行為等（著しい任務懈怠・法令違反行為・機密情報等の漏えい等）に該当した場合、当社株式等の交付等を受ける権利の没収、上記（7）に定める譲渡制限期間中の無償取得および交付した当社株式等の相当額の返還請求ができるものとします。

(10) 本信託内の当社株式に係る剰余金配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る剰余金配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬および信託費用に充てられます。なお、信託報酬および信託費用に充てられた後、本信託の終了時に剰余が生じた場合には、信託費用準備金を超過する部分については、対象会社および対象取締役等と利害関係のない団体へ寄附を行う予定です。

(11) 本信託の終了時の取扱い

本信託の終了時に剰余株式が生じる場合は、株主還元策として、本信託から当社に当該剰余株式の無償譲渡を行い、当社はこれを取締役会決議により消却することを予定しています。

(ご参考)

【信託契約の内容】

①信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
②信託の目的	対象取締役等に対するインセンティブの付与
③委託者	当社
④受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 (共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
⑤受益者	対象取締役等のうち受益者要件を満たす者
⑥信託管理人	専門実務家であって対象会社と利害関係のない第三者
⑦信託期間延長合意日	2026年8月（予定）
⑧信託期間	2018年8月14日～2031年8月（予定）
⑨議決権行使	行使しないものとします。
⑩取得株式の種類	当社普通株式
⑪信託金の上限額	6,900百万円（予定）（信託報酬および信託費用を含む。）
⑫株式の取得時期	2026年8月（予定）
⑬株式の取得方法	株式市場から取得（希薄化は生じない）
⑭帰属権利者	当社
⑮残余財産	帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。

(注) 上記において予定されている時期については、適用法令等に照らして適切な時期に変更されることがあります。

以 上

【お問合せ先】 株式会社T & Dホールディングス 広報課 (tdhd.kouhou@td-holdings.co.jp)

T&D T&Dホールディングス

太陽生命

DAIDO 大同生命

T&Dフィナンシャル生命

ペット&ファミリー
損害保険株式会社

All Right

T&D ユナイテッドキャピタル

T&Dアセットマネジメント

TDIMNA T&D情報システム

TRY&DISCOVER